礎学係るに限）

を

職業訓練指導員試験においてうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科

に

改める。

第四十八条の二第二項第八号中「長期課程の指導員訓練を修了した者」を「短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。次項第十二号において同じ。）」に、「次項第十号」を「次項第十二号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第二号から同項第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「次項第二号」を「次項第三号」に改め、「若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。次項第二号において同じ。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

第四十八条の二第三項第十一号中「長期課程の指導員訓練」を「短期養成課程の指導員養成訓練」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号から同項第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「応用研究課程の指導員訓練」を「高度養成課程の指導員養成訓練」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二　長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

第六十四条の二第二項第一号を次のように改める。

一　検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。）

第六十四条の二第二項第一号の二中「を修了した者」を「又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。）」に改める。

第六十四条の三第二号を次のように改める。

二　検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。以下次条から第六十四条の六までにおいて同じ。）

第六十四条の四第三項第四号中「長期課程の指導員訓練」を「長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練」に改め、同項第五号中「長期課程の指導員訓練」を「長期養成課程の指導員養成訓練」に改める。

第六十四条の五第三項第四号中「長期課程の指導員訓練」を「長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練」に改め、同項第五号中「長期課程の指導員訓練」を「長期養成課程の指導員養成訓練」に改める。

第六十四条の六第三項第一号の二を次のように改める。

一の二　検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者

附則第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二　第三十六条の六の二第一号の規定の適用については、当分の間、「法第四十四条第一項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定（以下「単一等級の技能検定」という。）に合格した者」とあるのは、「法第四十四条第一項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定（以下「単一等級の技能検定」という。）に合格した者若しくは附則第九条各号に掲げる者」とする。

別表第八（第三十六条の六関係）を次のように改める。

別表第八（第三十六条の六関係）

長期養成課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　教科

1　訓練の教科は、共通学科、能力開発学科及び能力開発実技並びに専門学科及び専門実技とする。

2　訓練の教科ごとに最低限必要とする科目は、次の各表の教科の科目の欄に定めるとおりとする。

二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、次の各表の教科の科目又は訓練科ごとに通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三　訓練期間

標準の訓練期間は、二年とし、総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者を対象とする訓練を行う場合の標準の訓練期間は、一年以上二年未満の適切な期間とする。

四　訓練時間

1　標準の総訓練時間は、三千六百時間とし、総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者を対象とする訓練を行う場合の標準の総訓練時間は、千八百時間以上三千六百時間未満の適切な時間とする。